

給与所得控除の改正内容

給与の 収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前 (概算額)
162万5,000円以下		55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		収入金額×30% + 8万円

令和8年度から適用となる市民税・県民税に関する主な税制改正をお知らせします。詳しくは市HPを確認してください。

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入が190万円以下の人には最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。それに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

扶養控除などの改正内容

扶養親族などの区分	所得要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生の合計所得金額	85万円以下	75万円以下

各種扶養控除などの適用を受ける場合の所得要件額が10万円引き上げられます。

各種控除に係る所得要件の引き上げ

令和8年度 市民税・県民税の主な税制改正のお知らせ

問 市民税課(☎27-2716・☎27-2717)

改正に関するよくある質問

Q. 給与収入のみの場合、いくらまでであれば市民税・県民税は非課税ですか？

A. 令和7年分以降は給与収入金額が103万円以下であれば非課税です。ただし、扶養親族などの人数や本人の状況(障害者やひとり親など)により非課税の基準は変わります。

Q. 配偶者や扶養親族がパートやアルバイトなどで働いていますが、令和7年中の収入がいくらまでなら扶養の対象になりますか？

A. 給与収入のみの場合、給与収入金額が123万円以下であれば配偶者控除または扶養控除の対象となります。

Q. 特定親族特別控除に該当する場合も扶養親族として扱われますか？

A. 扶養親族としては扱われません。そのため、非課税の判定などにおける扶養親族数には含まれません。

Q. 公的年金の控除額に変更はありますか？

A. 変更ありません。給与所得控除のみの変更となります。

Q. 市民税・県民税の基礎控除額に変更はありますか？

A. 変更ありません。所得税のみ基礎控除の改正が行われています。



新春恒例のいせさき初市を開催します。本町通りに福入りだるまを売る多くの露店が立ち並ぶほか、上州焼き饅頭や猿まわしなどを実施します。みこしの出初めや、商店会連合会による「初市協賛大売り出し」なども行われます。

問 文化観光課(☎27-2759)

時 1月11日(日)午後1時～8時

場 本町通り ほか

※開催中は正午から午後9時までの間、周辺の交通規制を行います

今年の福を求めにぜひお越しください。



特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

特定親族の合計所得金額が123万円超(特定親族)について、扶養控除範囲外(親族の合計所得金額が123万円以下であれば、金額に応じた控除額が適用できる特定親族)が創設されました。※配偶者および青色事業専従者などは除きます。

大学生世代の子などに関する 特別控除(特定親族特別控除)の創設



▲市HP

上州焼き饅祭

福饅神事・大串まんじゅう

伊勢崎神社では、一年の無病息災を願いまんじゅうを奉納する「福饅神事」を行います。年男・年女が願いを込めた直径約55センチの大きなまんじゅうに、観光特使ひまわりがみそだれを塗って炭火で焼き上げます。

時 午後2時開始
場 伊勢崎神社(本町)



▲焼き上がったまんじゅうが見物客に振る舞われます

◀観光特使ひまわりが大串まんじゅうにみそだれを塗ります

新春を祝う催しが盛りだくさん

【猿回し】

かわいい猿が、猿使いの口上や太鼓の音に合わせて、踊りや寸劇などさまざまな芸を披露します。

時 午後2時～8時
※随時行います

場 本町通りからくり時計前交差点付近

【木遣り・縄・梯子乗り】

時 午後3時開始
場 本町通りからくり時計前交差点

【新春みこし出初め】

時 午後7時開始

場 伊勢崎神社(本町)

出発

【いせさき明治館冬の企画展示】

時 午後1時～8時

場 いせさき明治館

